



平成29年4月28日

各 位

会社名 株式会社 弘 電 社
代表者名 取締役社長 松 田 春 紀
(コード番号 1948 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員総務本部長 勝 又 誠
(TEL 03-3542-5111)

単元株式数の変更、株式の併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第138回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）に株式併合に係る議案並びに単元株式数及び発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所は、投資家等の利便性向上等を目的とし、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その期限を平成30年10月1日に決めました。

当社も東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を100株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

平成29年6月29日開催予定の本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を東京証券取引が望ましいとする投資単位の水準(5万円から50万円未満)を考慮し、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたします。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の4,000万株から400万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 4,000,000株(併合前 40,000,000株)
- ④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日)	17,940,000株
株式併合により減少する株式数	16,146,000株
株式併合後の発行済株式総数	1,794,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数

(平成29年3月31日)

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10株未満	143名(8.3%)	204株(0.0%)
10株以上	1,580名(91.7%)	17,939,796株(100.0%)
合計	1,723名(100.0%)	17,940,000株(100.0%)

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様143名(その所有株式数204株)は、株主としての地位を失うこととなります。

⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して売却処分し、その代金を端数を生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更の件」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款一部変更の件

上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>4,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>400</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は <u>100</u> 株とする。
	附 則
	第 1 条 <u>本定款第 5 条（発行可能株式総数）及び第 7 条（単元株式数）の変更の効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日とする。</u>
	第 2 条 <u>前条および本条は、前条に定める効力発生日をもって削除するものとする。</u>

4. 日 程

平成 29 年 4 月 28 日 取締役会決議（株主総会招集決議）

平成 29 年 6 月 29 日（予定） 第 138 回定時株主総会

平成 29 年 10 月 1 日（予定） 単元株式数の変更、株式併合、および定款一部変更効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所において売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 28 日となります。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 単元併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的はどのようなことですか？

A 3. 東京証券取引所を含む全国証券取引所は、投資家の利便性向上等を目的とし、国内上場会社の売買単位を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更するものです。

また、当社は東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、当社株式について 10 株を 1 株にする併合することといたします。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	1,565 株	1 個	156 株	1 個	0.5 株
例 2	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例 3	560 株	なし	56 株	なし	なし
例 4	3 株	なし	0 株	なし	0.3 株

※株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合（上記の例 1・例 4 の場合）はすべての端数株式を当社が一括して処分し、端数株式が生じた株主様にその処分代金を端数の割合に応じて、お支払いいたします。

Q 5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。

したがって、株式市況の変動等、他の要因を別にすれば、株式併合による資産価値の変動はありません。

Q 6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか？

A 6. 株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株当たりの配当金額を設定させていただきますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取る配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取制度」または「単元未満株式の買増制度」をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることができます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社株式名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後でも、単元未満株式の買取や買増しはできますか？

A 8. 株式併合後におきましても、「単元未満株式の買取制度」または「単元未満株式の買増制度」をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社株式名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 株主は何か手続きをしなければなりませんか？

A 9. 株主様にお願いする特段のお手続きの必要はございません。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか？

A 10. 平成 29 年 4 月 28 日	取締役会決議（株主総会招集決議）
平成 29 年 6 月 29 日	第 138 回定時株主総会
平成 29 年 9 月 27 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 28 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更、株式併合、および定款一部変更効力発生日

【お問合せ先】

株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-232-711

受付時間：平日9時～17時

以上